

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和8年9月24日
健康福祉部生活福祉課

目次

1. 改正する条例	・ ・ ・ ・ ・ P 3
2. 条例の概要	・ ・ ・ ・ ・ P 3
3. 改正理由	・ ・ ・ ・ ・ P 3
4. 改正部分（抜粋）	・ ・ ・ ・ ・ P 4
5. 施行期日（予定）	・ ・ ・ ・ ・ P 5
6. 備考（改正時期について）	・ ・ ・ ・ ・ P 5
7. 別表 2 の改正に関する 新旧対照表	・ ・ ・ ・ ・ P 6～P 1 1

1 改正する条例

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第78号）（以下「番号条例」という。）

2 条例の概要

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）」に基づき、地方公共団体が条例で定めることで個人番号の利用が可能となる事務（以下「独自利用事務」という。）について、番号条例を制定し、個人番号の利用範囲を明確化している。

3 改正理由

番号利用法の改正及びこれに基づく省令の制定等により、法定事務に準ずる事務（以下「準法定事務」という。）が新設されたことに伴い、生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する事務について、条例で独自利用事務として定めることなく個人番号の利用が可能となり、また、個人番号を利用した情報連携が可能となった。

ついては、独自利用事務としていた外国人の生活保護に関する事務に係る規定の整理を行うため番号条例の一部を改正するもの。

4 改正部分(抜粋)

- ・別表第1中5の項を削り、5の2の項を5の項とする。

現行		改正後(案)	
別表第1(第3条関係)		別表第1(第3条関係)	
機関	事務	機関	事務
5 市長	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの		(削除)
5の2 市長	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による認定こども園又は家庭的保育事業等における保育を確保するための措置に関する事務であって規則で定めるもの	5 市長	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による認定こども園又は家庭的保育事業等における保育を確保するための措置に関する事務であって規則で定めるもの

- ・別表第2中の特定個人情報として「外国人生活保護関係情報」を掲げている事務(6の項、7の項、8の項、8の3の項)について、不要となった文言を削除するとともに、表中に記載する法律名に法律番号を追記し、表中で使用する「身体障害者関係情報」などの表記についての定義を整理する。

※別表第2の改正に関する新旧対照表は6頁以降に記載

5 施行期日(予定)

公布の日

6 備考(改正時期について)

準法定事務に関する個人番号を利用した情報連携については、国において電算システムにおけるデータ標準レイアウトの整備等を行う必要があることから、データ標準レイアウトが整備され、情報連携の体制が整うまでは独自利用事務に係る条例の規定の削除を留意するよう厚生労働省から通知されていた。

この度令和8年6月26日付厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡によりデータ標準レイアウトが整備され情報連携の体制が整った旨の通知があったことから条例改正を行うもの。

7 別表第2の改正に関する新旧対照表

現行			改正後(案)		
別表第2 (第3条関係)			別表第2 (第3条関係)		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報若しくは同法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報(以下「<u>外国人生活保護関係情報</u>」という。)(以下「生活保護関係情報」と総称する。)、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「<u>地方税関係情報</u>」という。))又は介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「<u>介護保険給付等関係情報</u>」という。)であって規則で定めるもの	1 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報若しくは同法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報(以下「<u>外国人生活保護関係情報</u>」と総称する。)、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「<u>地方税関係情報</u>」という。))又は介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「<u>介護保険給付等関係情報</u>」という。)であって規則で定めるもの

7 別表第2の改正に関する新旧対照表

現行			改正後(案)		
別表第2 (第3条関係)			別表第2 (第3条関係)		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
6 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるものの	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳に関する情報(以下「身体障害者関係情報」という。)、地方税関係情報、 外国人生活保護関係情報 又は大津市営住宅の設置及び管理に関する条例による市営住宅の家賃に関する情報(以下「市営住宅家賃関係情報」という。)であって規則で定めるもの	6 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるものの	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳に関する情報(以下「身体障害者関係情報」という。)、地方税関係情報 _____又は大津市営住宅の設置及び管理に関する条例による市営住宅の家賃に関する情報(以下「市営住宅家賃関係情報」という。)であって規則で定めるもの
7 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者関係情報、地方税関係情報、 外国人生活保護関係情報 又は市営住宅家賃関係情報であって規則で定めるもの	7 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者関係情報、地方税関係情報 _____又は市営住宅家賃関係情報であって規則で定めるもの

7 別表第2の改正に関する新旧対照表

現行			改正後(案)		
別表第2 (第3条関係)			別表第2 (第3条関係)		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
8 市長	生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報、身体障害者関係情報、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報、地方税関係情報、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付け若しくは給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)による福祉手当の支給に関する情報、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、中国残留邦人等支援給付等関係情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。))又は市営住宅家賃関係情報であって規則で定めるもの	8 市長	生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者関係情報、地方税関係情報又は市営住宅家賃関係情報であって規則で定めるもの

7 別表第2の改正に関する新旧対照表

現行			改正後(案)		
別表第2 (第3条関係)			別表第2 (第3条関係)		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
8の2 市長	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は認定こども園若しくは家庭的保育事業等における保育を確保するための措置に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの	8の2 市長	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は認定こども園若しくは家庭的保育事業等における保育を確保するための措置に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)又は子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
8の3 市長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの		(削除)	
9 市長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの	9 市長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの

7 別表第2の改正に関する新旧対照表

現行			改正後(案)		
別表第2 (第3条関係)			別表第2 (第3条関係)		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
11 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	11 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
15 市長	低所得の障害者に対する介護保険サービスに係る利用者負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの	15 市長	低所得の障害者に対する介護保険サービスに係る利用者負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの

7 別表第2の改正に関する新旧対照表

現行			改正後(案)		
別表第2 (第3条関係)			別表第2 (第3条関係)		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
17 市長	大津市医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの	17 市長	大津市医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)、児童扶養手当関係情報、児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給に関する情報又は障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの